C.L. information

Vol.36 2014年5月

特　集

- 建築物衛生法に基づく水質検査について
- 害虫紹介（ムカデ・ヤスデ類）
- 食中毒情報

株式会社コントロール・ラボ

建築物衛生法に基づく水質検査について

私達の周りには様々な水がありますが、その水によっては法律で決められた検査を行う必要があります。ただ、一言で水質検査と言っても「**どこの・どの水を・いつ・どんな項目を・なぜ**」検査するかは法律によって様々ですので、今回は弊社で行っている飲料水と雑用水の水質検査について紹介したいと思います。

関連法令

特定建築物維持管理権限者は、建築物衛生法に規定される「**建築物環境衛生管理基準**」に基づいた検査が義務付けられています。

※特定建築物とは、次の全ての要件を満たす建築物をいいます。

① 建築基準法に定義された建築物である。

② 1 つの建築物において、次に掲げる特定用途の 1 又は 2 以上に使用される建築物であること。
特定用途：興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、遊技場、店舗、学校(研修所を含む)、旅館

③ 1 つの建築物において、特定用途に使用される延べ面積が、3,000 平方メートル以上であること。(ただし、学校教育法第 1 条に定められている学校については、8,000 平方メートル以上であること。)

建築物環境衛生基準とは

「建築物環境衛生基準」は、「空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定める」と規定されており、**高い水準の快適な環境の実現を目的とした基準**です。

基準に適合していない場合で人の健康を損なう恐れが予見できる場合には、改善命令を出される場合もあります。また、事態が緊急性を要する場合は、関係設備等の使用停止や使用制限が課される場合もあります。

特定建築物以外の建築物であっても、多数の者が使用、利用するものについては、建築環境衛生基準に従って維持管理するよう努めなければならないこととされており、努力義務が課せられています。

飲料水の検査項目

①水道又は専用水道から供給する水のみを水源としてる場合

検査頻度	6 ヶ月以内に 1 回	1 年以内に 1 回 (6 月 1 日～9 月 30 日)
検査項目	一般細菌・大腸菌・**鉛及びその化合物**・**亜鉛及びその化合物**・**鉄及びその化合物**・**銅及びその化合物**・**硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素**・亜硝酸態窒素(注 1)・塩化物イオン・**蒸発残留物**・全有機炭素(TOC)の量・pH 値・味・臭気・色度・濁度	シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド
検査期間	約 1 週間	約 2 週間

②地下水、その他左表に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合

検査頻度	6 ヶ月以内に 1 回	1 年以内に 1 回 (6 月 1 日～9 月 30 日)	3 年以内ごとに 1 回
検査項目	一般細菌・大腸菌・**鉛及びその化合物**・**亜鉛及びその化合物**・**鉄及びその化合物**・**銅及びその化合物**・**硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素**・亜硝酸態窒素(注 1)・塩化物イオン・蒸発残留物・全有機炭素(TOC)の量・pH 値・味・臭気・色度・濁度	シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド	四塩化炭素・シス-1,ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン・ジクロロメタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・ベンゼン・フェノール類
検査期間	約 1 週間	約 2 週間	約 2 週間

※給水開始前に水道水質基準の全項目検査が必要です。

※**下線の項目**は水質検査の結果、水質基準に適合していた場合、その次の回の水質検査時に省略可能。

※注 1：平成 26 年 4 月 1 日から法改正に伴い項目が追加されました。

雑用水の検査項目

雑用水とは、建築物内の発生した排水の再生水の他、雨水、下水処理水、工業用水等を、便所の洗浄水、水景用水、栽培用水、清掃用水等として用いる水の事です。

水洗便所用水への供給水が、手洗いやウォシュレット等に併用される場合は、飲料水としての適用を受けることとなります。

使用用途	散水、修景、清掃用水の維持管理	水洗便所用水の維持管理
項目	pH 値・臭気・外観・大腸菌・濁度	pH 値・臭気・外観・大腸菌
検査頻度	7 日以内ごとに 1 回：pH 値・臭気・外観 2 月以内ごとに 1 回：大腸菌・濁度	7 日以内ごとに 1 回：pH 値・臭気・外観 2 月以内ごとに 1 回：大腸菌
検査期間	約 4 日間	約 4 日間

建築物衛生法に基づいた水質検査を承っております。
ご要望の方は弊社までお問い合わせ下さい。

害虫紹介

ムカデ・ヤスデ類

春頃から姿を見かけるようになるムカデ類やヤスデ類は、人体への危害や不快感を与える身近な害虫です。基本的に屋外に生息していますが、住環境に侵入しやすく大発生することもあるため、しばしば問題となります。

生態

ムカデ類…一般家庭でよく目にするのは、トビズムカデという種です。普段は湿った朽木や落ち葉の中などの土壌環境に生息しています。肉食性で、毒のある顎を持ち、ゴキブリなどの昆虫を求めて住居内に侵入することがあります。

ヤスデ類…ヤケヤスデという種が一般的に見かけられます。生息場所はムカデと同様ですが、腐食性で土壌中の有機物や枯葉、真菌類(カビ)を食べて生活しています。

図　アオズムカデ

（原色ベストコントロール図説シリーズより出典）

被害

ムカデ類…人に対して積極的に攻撃を行う種類もあり、噛まれるとかなりの痛みを伴います。ムカデに噛まれて死亡した例はありませんが、ごく稀にアレルギー性ショックを起こすことがあります。

ヤスデ類…攻撃性は全くありませんが、時に大発生し、見た目の不気味さと、臭気のある体液を分泌するため、不快害虫として問題となることがあります。体液は防御のためのもので、刺激を与えなければ問題はありませんが、青酸化合物を含んでいるため、誤って口に入ると危険です。

対策

発生場所が特定される場合は、液剤の直接散布で駆除できます。発生場所が不特定・広範囲になると液剤のみでの駆除は困難となるため、侵入対策が重要となります。建物を囲むように粉剤または粒剤を帯状に散布することで、侵入を予防する施工が効果的です。

また、予防対策としては、建物周辺の除草や、不要な植木鉢等を撤去することによって、生息場所を作らないことが重要です。

食中毒情報

4 月から 5 月にかけて、山菜や魚介類などの自然毒による食中毒発生が増加していました。食用か判断が難しい食材は、誤食しないように注意が必要です。また、国立感染症研究所の発表で、O157 の感染者数が前年同時期の約 2 倍に上ることが明らかになりました。このうちの約半数が馬刺しを食べることによる直接的もしくは間接的な感染が原因でした。現在、厚生労働省では、肉の生食に関して豚レバーや鶏でも牛レバーと同様の食中毒のリスクが考えられるとして、規制の検討を進めています。肉の生食には食中毒のリスクがあることを認識する必要があります。特に夏季は O157 の感染が増える時期のため、食肉は十分に加熱して食べるようにして下さい。

全国食中毒発生状況
（4/15～5/14 新聞発表分）

原因物質	事例	感染者数
ノロウイルス	9	376
カンピロバクター	3	29
ウェルシュ菌	1	15
自然毒	8	15
不明・その他	7	255

株式会社コントロール・ラボ

本　　社　〒651-1211 神戸市北区小倉台7-1-7　TEL: 078-582-3575 FAX: 078-582-3576
阪神事業部　〒658-0026 神戸市東灘区魚崎西町2-4-15　TEL: 078-858-6801 FAX: 078-858-6802
福岡営業所　〒816-0921 福岡県大野城市仲畑1-6-15-A棟3　TEL: 092-575-0630 FAX: 092-586-6321

フリーダイヤル
0120-540-643
URL　http://controllabo.co.jp

株式会社コントロール・ラボ　エムテック衛生検査所